平成２５年（フ）第５４１号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目24番３―503号
債務者　前田　佳奈
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２００号
神戸市西区樫野台３丁目１番地の65
債務者　高田偉津子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
兵庫県明石市大久保町西島839―１　シーサイドシャトル206、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町西岡1672番地の７
債務者　鬼田　憲吾
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
兵庫県明石市魚住町清水591番地の１　グリーンエイトⅢ303号
債務者　蒲　　宏枝
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
長崎県対馬市厳原町天道茂421番地　コーポ正六102号、旧住所長崎県対馬市厳原町久田89番地２
債務者　平山扶美子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第20地割１番地８
債務者　浜登　雅昭
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１８９号
広島県福山市住吉町８番４―203号
債務者　近藤いずみ
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９５号
広島県福山市昭和町７番18号　モンデンアパート３―C
債務者　松本美千代
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３３９号
沖縄県那覇市字仲井真28番地　幸アパートA―１
債務者　崎山　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２０８号
神戸市中央区多聞通２丁目５番14号　シダヴィレッジ503号室
債務者　三原　永和
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１７号
福岡市南区寺塚２丁目９番17号
債務者　田中純一郎
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１９号
長崎県長崎市文教町17番３―205号
債務者　小林そや子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４００号
大分市大字津守160番地　レオパレス21かりん104
債務者　上杉　寛彦
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８８号
青森市沖館３丁目２番20号　ベイシャトー大雄202号
債務者　品川　　悟
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
青森市沖館３丁目２番20号　ベイシャトー大雄202号
債務者　品川　朱美
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
青森市大字羽白字沢田436番地　市営住宅野木和第３団地５―14
債務者　齋藤　倖乙
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係